

令和6年度（R6. 8月～）

佐太小学校いじめ防止基本方針

～いじめ防止対策推進法準拠～

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

佐太小 人権宣言

- ①一人一人を大切に
- ②困ったとき助けてもらえる
- ③支え合う 認め合う



鹿島ふれあい学園
松江市立佐太小学校



いじめを未然防止するための行動計画

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識をもち、すべての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止の取組」を行います。

◇学力の向上

- やればできるという自信や努力することを大事にする気持ちを育てます。
- 授業の中での生徒指導を充実させます。
 - ・できないことやわからないことを大事にする集団づくり
 - ・共に学び、共に伸びることを大事にする集団づくり
 - ・学習規律を徹底し、すすんで学ぶ意欲を大事にする集団づくり
 - ・一人一人への支援や学習グループへの配慮
- 聞くことがしっかりできる児童に育てます。
- 話すことや書くことなど表現する力を育てます。
- 特別活動や道徳の時間を充実させ、子どもたちが自主的にいじめの問題について考えるなど人権意識の高揚を図ります。
- メールやインターネット等の正しい利用について、保護者や地域と連携・協力して、情報モラルや情報活用能力に関する指導を進めます。

◇子ども集団の育成

- 「佐太小人権宣言」の具現化を図ります。
- 居場所づくりや絆づくりを大切にしながら、児童の主体的な取組を生かした魅力ある学級・学校づくりを進めます。
- 特別な支援や配慮を要する児童に対する理解を深める教育の推進を図ります。
- 「アンケート Q-U」を活かしたより良い学級集団づくりを進めます。
- 児童会活動が全校児童の意欲や活動へと広がっていき、一層意欲的な集団へと育つよう支援していきます。
- 登校班会や全校遊びなどの異学年の交流活動の時間を充実させ、異学年のつながりを一層しっかりしたものにしていきます。

◇教職員間の情報交換と研修

- いじめの問題に関する教職員の研修を計画的に実施します。
- 全教職員で全校児童を育てる姿勢を堅持し、児童理解と情報交換に努めます。
- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、学校のいじめ問題への対応を評価しながら充実させます。

◇保護者・地域との連携

- 「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域に対して積極的に公開するとともに、学校のホームページに掲載します。
- 学校公開や学校評価、地区懇談会等をいっそう機能させ、充実したものにします。
- PTAや学校運営協議会で定期的に話題提供し、評価・検討に努めます。

いじめを早期発見するための行動計画

いじめの問題には、「早期発見・対応」が重要です。教職員をはじめ、児童に関わる全ての大人が連携し、ささいな変化にも気付き、対応していくことが大切です。

◇情報の収集

- 教職員による児童の日々の観察をしっかりと行います。
- 日記や連絡帳の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとるとともに、気になる内容に関しては教育相談や家庭訪問を実施して迅速に対応します。
- 保健室来室児童の様子から児童理解を進めます。
- 児童や保護者からの相談や訴え等に真摯に対応します。
- 保護者や児童に関わるボランティア関係者などと積極的に連携を図ります。
- 「こころのアンケート」や年2回の「アンケート Q-U」等を実施し、潜在的ないじめの早期発見をめざします。
- 個人面談や保護者面談、「児童の生活アンケート」を行い、家庭の様子や気になることはないか等を把握します。

◇相談体制の確立

- 相談窓口（担任・養護教諭・なかよしポスト・スクールカウンセラー）を設置し、児童へ周知します。
- 日常の学校生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- 全児童を対象とした教育相談を毎学期1回以上行います。また、必要に応じて児童と話し合う日常相談の機会を設けます。
- 児童の相談には細心の注意を払い、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりすることがないようにします。

◇情報の共有

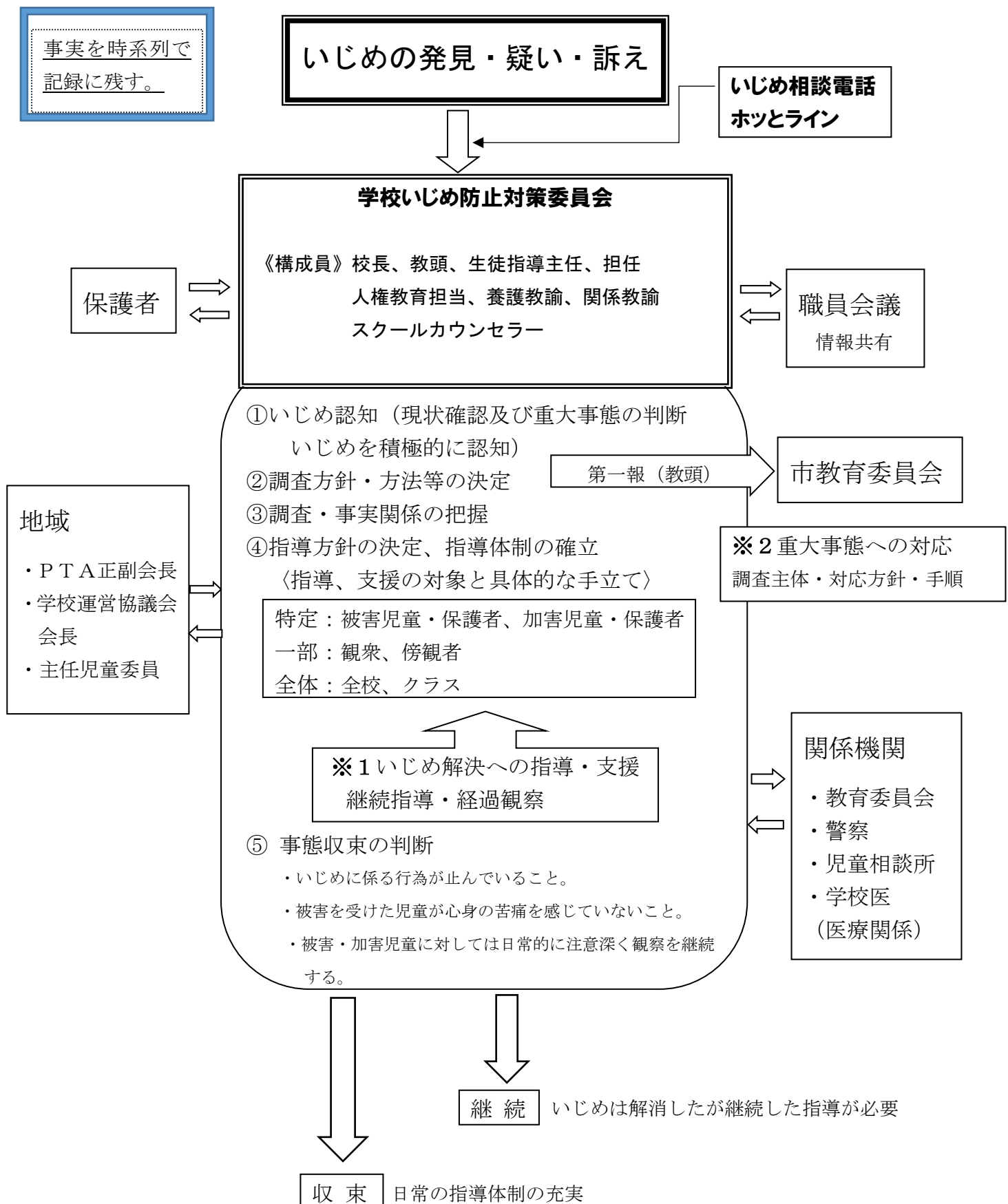
- 何でも話し合える教職員集団をつくり、日常的な情報交換をします。
- 「佐太っ子を語る会」で児童の情報交換をし、教職員間の共通理解を図ります。
- 進級時の引き継ぎを旧担任から新担任へ行います。

未然防止・早期発見のための年間計画

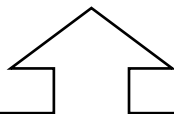
1 学 期	2 学 期	3 学 期
・個人面談 ・佐太っ子を語る会 ・アンケート Q U （1 回目） ・教育相談週間 こころのアンケート (2年以上) ・児童の生活アンケート (全学年)	・佐太っ子を語る会 ・教育相談（なかよしポスト） ・アンケート Q U （2 回目） ・こころのアンケート（全学年） ・児童の生活アンケート (全学年) ・保護者面談 ・アンケート Q U （2 回目） の検討会 ・人権集会	・教育相談（なかよしポスト） ・こころのアンケート（全学年） ・児童の生活アンケート (全学年) ・佐太っ子を語る会 ・いじめ問題への学校の取組 振り返りシート

※夏季休業中に、学校いじめ防止基本方針の見直し、アンケート Q U（1 回目）の検討会、いじめの問題に関する教職員研修を行います。

いじめを発見した時の行動計画（緊急時の組織的対応）



※1 いじめ解決への指導・支援



いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

【被害児童及び保護者への対応】

- ・思いを受け止め、支える。
- ・児童の状況に合わせた継続的な心のケアを行う。
- ・解決への道筋を提示する。
- ・解決への展望を持たせる。

【加害児童及び保護者への対応】

- ・自らの課題に気付かせる。
- ・問題解決の取り組みや指導の過程を提示する。
- ・資質向上や本人の改善につながるような指導を実施する。

【加害の児童以外への対応】

- ・全体で加害行為を黙認しない態度を共有する。

※2 重大事態への対応

重大事態への対応

○調査主体 教育委員会が調査主体の判断をし、その指示を受けて対応する。

○対応方針

教育委員会の指導・助言を受けながら、連携して対応する。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って対応する。

○手順

- ・教育委員会担当課への報告
- ・事実確認（背景事情、学校教職員の対応も含む。）
- ・被害児童及び保護者への対応（情報提供・説明・指導等）
- ・加害児童及び保護者への対応（情報提供・説明・指導等）
- ・周囲及び全校児童・保護者への対応
- ・教育委員会へ調査結果の報告